様式第５（第８条関係）

二級

木造

 　　　　　　　建築士死亡等届

 　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

宮崎県指定登録機関

（一社）宮崎県建築士会会長　殿

住　　所

届出義務者氏名

本人との続柄

下記の者について、関係書類を添えて建築士法第８条の２の規定により届けます。

 記

|  |  |
| --- | --- |
| ふ　り　が　な |  |
| 氏　　　　　名 |  |
| 生　年　月　日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 本　　　　　籍 | 都道府県 |
| 登　録　番　号 | 第　　　　　　　　　　　　　　　　　　　号 |
| 登録年月日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 届 出 の 理 由 | １　死亡２　拘禁刑以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しないこと。３　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたこと。４　精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないこと。 |
| 届出の理由が生じた日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |